

# 北足立地方の文書 II—会田家文書—



1994年10月15日(土)  
~12月18日(日)

埼玉県立文書館

## 開催にあたって

埼玉県立文書館は、昭和44年に開館して以来、「郷土についての歴史的価値のある文書及び記録並びに県の公文書その他の必要な資料」の収集・保存を図るとともに、これらを計画的に整理し公開しております。その一環として毎年、特別展や収蔵文書展を開催しておりますが、本年度からは、当館の収蔵資料を地域別に紹介することとなり、6月から9月まで「北足立地方の文書Ⅰ－西角井家文書－」を開催しました。今回は、「北足立地方の文書Ⅱ－会田家文書－」と題して、浦和市大門に所在する会田家に伝わった文書を紹介します。

会田家は、大門村の名主であるとともに日光御成道における大門宿の本陣・問屋役を勤めています。さらに、付近一帯が紀伊徳川家の鷹場であったために、鷹場の鳥見役を代々仰せ付けられています。

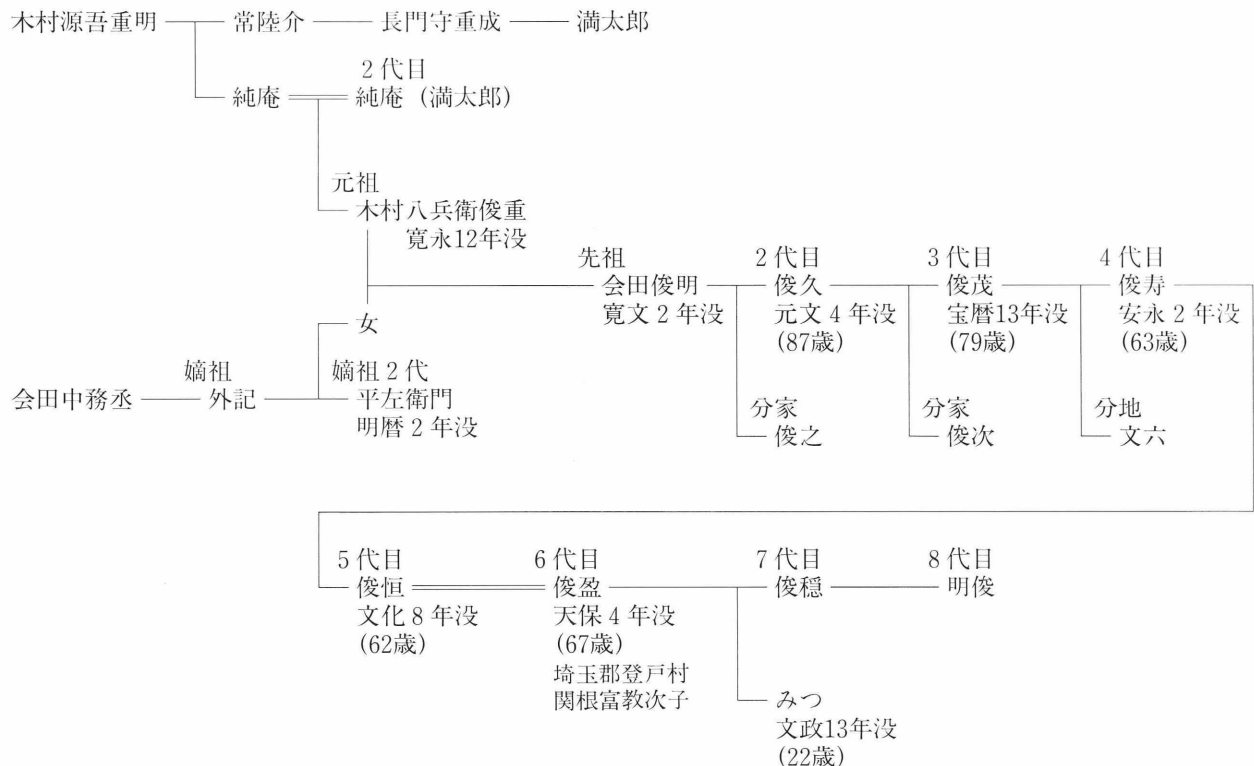
会田家文書は、8000点に及ぶ文書群で、大部分が浦和市の文化財に指定されています。その内容は、村方史料・宿駅史料・鳥見史料に大別され、大門村や大門宿、紀伊徳川家鷹場のあり方などを研究する上で貴重な史料を提供しています。

今回の展示では、膨大な会田家文書の中から、紀伊徳川家の鷹場及び囲鷺関連史料、日光御成道大門宿関連史料を中心に紹介します。

最後になりますが、所有者である会田真言氏のご理解とご協力をいただいたほか、多くの関係者のご協力をいただきました。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

平成6年10月

埼玉県立文書館長



会田家略系図（「先祖書」（1088）を参考に作成）

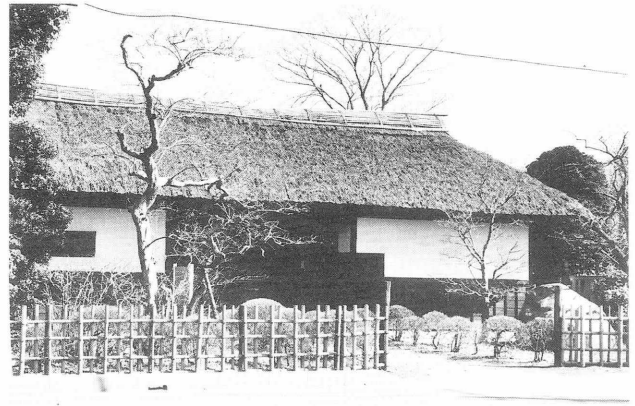
# 1 会田家の歴史と文書

会田家は、浦和市大門の旧家で、代々日光御成道大門宿の本陣を勤めたほか、周辺が紀伊徳川家の鷹場であったことなどから、紀州鷹場の鳥見役にも任命されました。

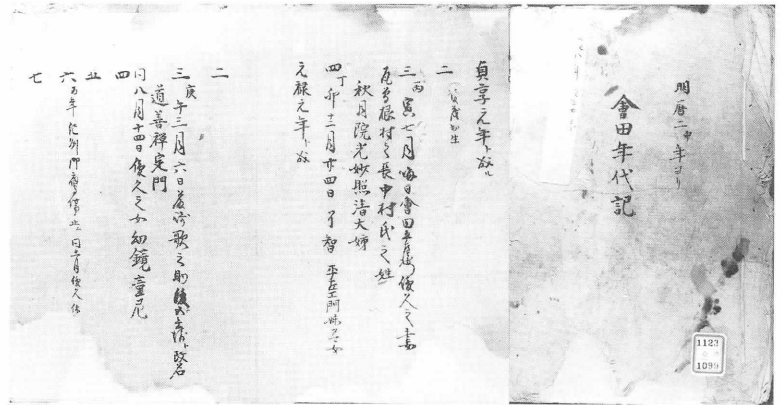
会田家の歴史は、会田外記が永禄年間(1558~1570)に、小田原北条氏にしたがって大門村望濤山に移り住み、その娘が木村純庵の一子(俊重)に嫁ぎ、会田家の初代俊明が生まれたといわれています。そのため、会田家では、初代俊明を「先祖」、その父俊重を「元祖」、会田外記を「嫡祖」と称し、区別しています。その後、現在に至るまで大門に住んでいます。

会田家文書は、8200点を越える膨大なものですが、村方史料、宿駅史料、鳥見史料に大別できます。年代的には、江戸初期のものはわずかで、大部分が享保年間(1716~1736)以降のものですが、大門宿や紀伊徳川家の鷹場などを知る上で貴重な情報を提供してくれます。

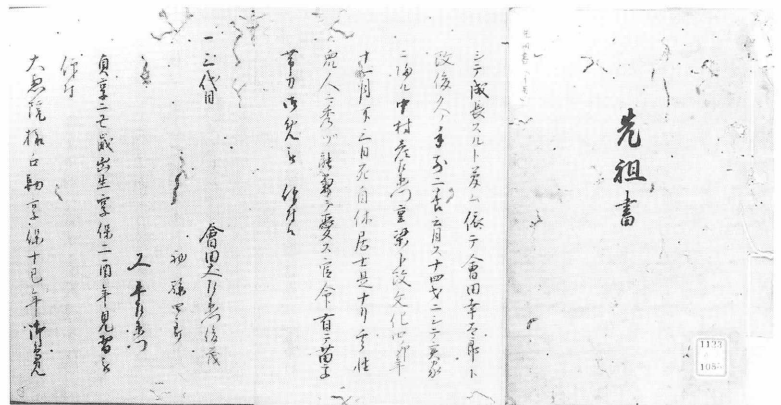
会田家文書の大部分は、浦和市文化財に指定されていますが、ほかに、会田家の表門は元禄7年(1694)に構築されており、「大門宿本陣表門」として、埼玉県史跡に指定されているなど、同家には多くの文化財があります。



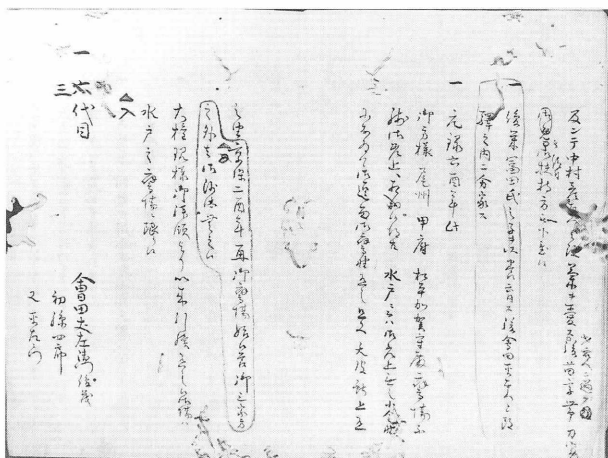
大門宿本陣表門(埼玉県指定史跡)



1 会田年代記(1099)



2 先祖書(1088)



4 先祖書(1090)

## 先祖書

「先祖書」は、会田家の代々の当主ごとにその当時の出来事が書かれており、会田家の歴史や当時の状況を知る上で大変貴重な史料です。中には「元禄六酉年比

御方様 尾州 甲府 松平加賀守殿鷹場不残御差上ニ相成候得共 水戸ニ而ハ御差上無之小金のおゐて御逗留御鷹野有之」「大権現様御拝領ヨリ以来引続有之候御場ハ水戸之鷹場ニ限り候」とあり、元禄年間、生類憐みの令に関連し返上された鷹場の中において、水戸家の鷹場だけが存続していたとする記事も見られます。

## 2 紀州鷹場と鳥見役

日本における鷹狩りの歴史は古く、古墳時代にはすでに行われていたことが確認されています。

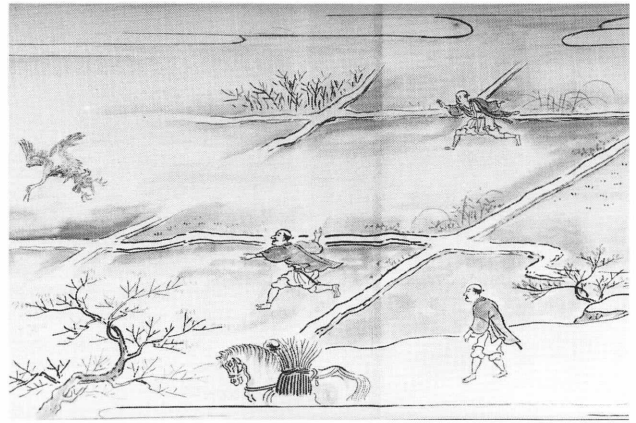
中世になると鷹狩りは武士の間で流行し、武士の館を描いた絵巻等には鷹狩用の鷹が描かれています。

徳川家康以降、江戸幕府の将軍も鷹狩りを好み、江戸を中心に5里(約20km)を公儀鷹場としました。寛永10年(1633)には、その外側の10里以内に徳川御三家(尾張、紀伊、水戸)の鷹場が設定されました。

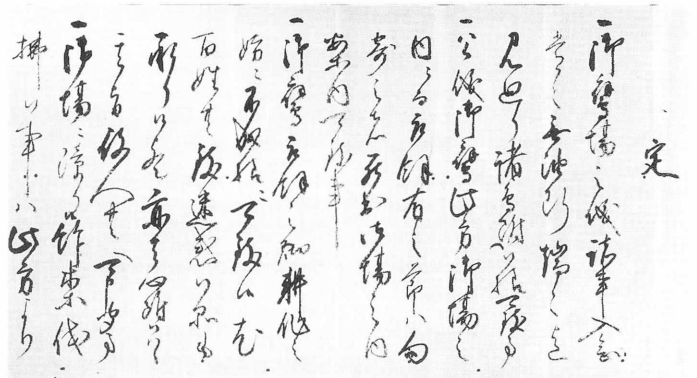
その後、生類憐みの令により一時期鷹場が中止されましたが、江戸時代を通じて鷹場が設定されていました。

武蔵国の紀州鷹場は、「大宮鷹場」と呼ばれていました。その範囲は、浦和市、大宮市などを中心に、南は川口市、北は北本市付近に及んでいます。周囲には御定杭があったといわれていますが現存していません。

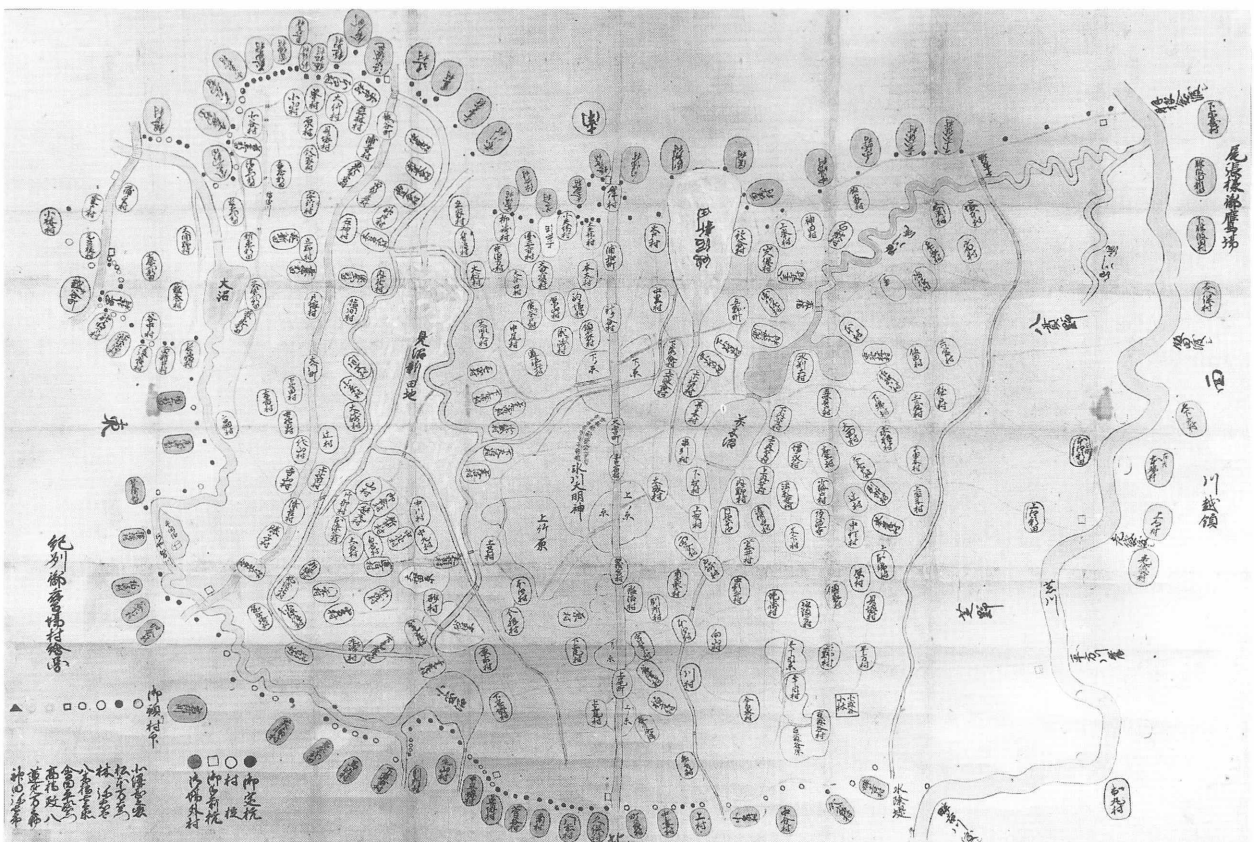
鷹場内には、在地役人として鳥見役が置かれ、会田家などが任命されています。



参考 鷹狩絵巻(埼玉県立博物館 所蔵)



10 定(鷹場定書)(6122)



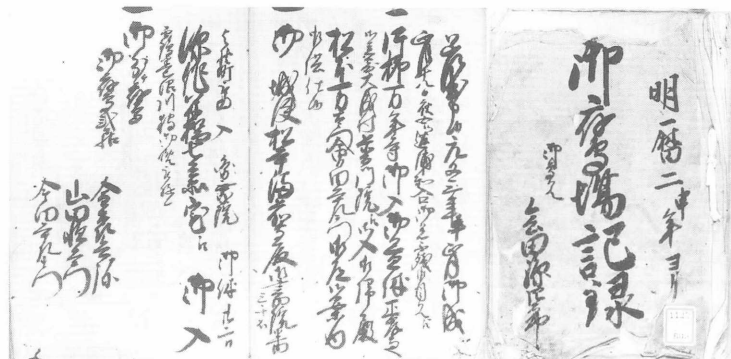
11 紀州御鷹場村絵図(1924)

在地役人としての鳥見役

紀州藩の役職としての鳥見役は「勢州御鳥見」「大宮御鳥見」がありました。大宮鷹場の鳥見役である「大宮御鳥見」は、在地役人として、紀州藩から3人扶持が宛て行われています。

大宮鷹場の鳥見役は10名程度で、会田家のほか北沢家、星野家、林家、八木橋家などの名前が確認され、街道の宿の本陣や名主など、各地域の有力者が任命されていました。

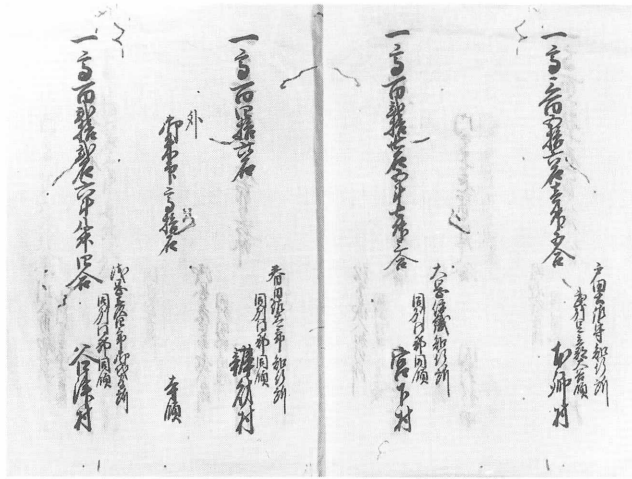
鳥見役の業務は鷹場の管理で、それぞれの鳥見役が鷹場内の23~28か村を預って、村々を統轄し、鷹場法度の履行監督や藩からの觸れの周知などがありました。また、藩主が鷹狩りで訪れた時には、その休泊所となりました。



15 御鷹場記録(809)



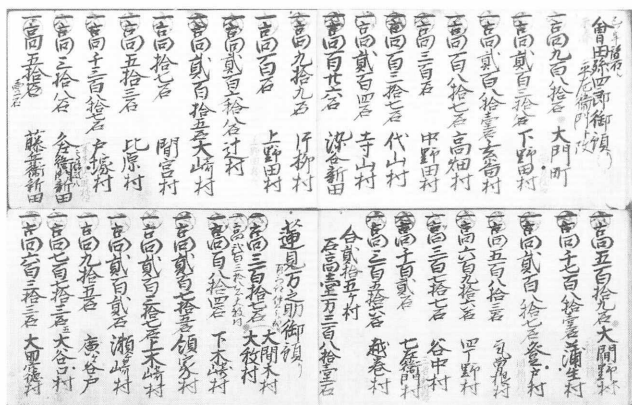
31 請取申米之事(鳥見扶持)(5848)



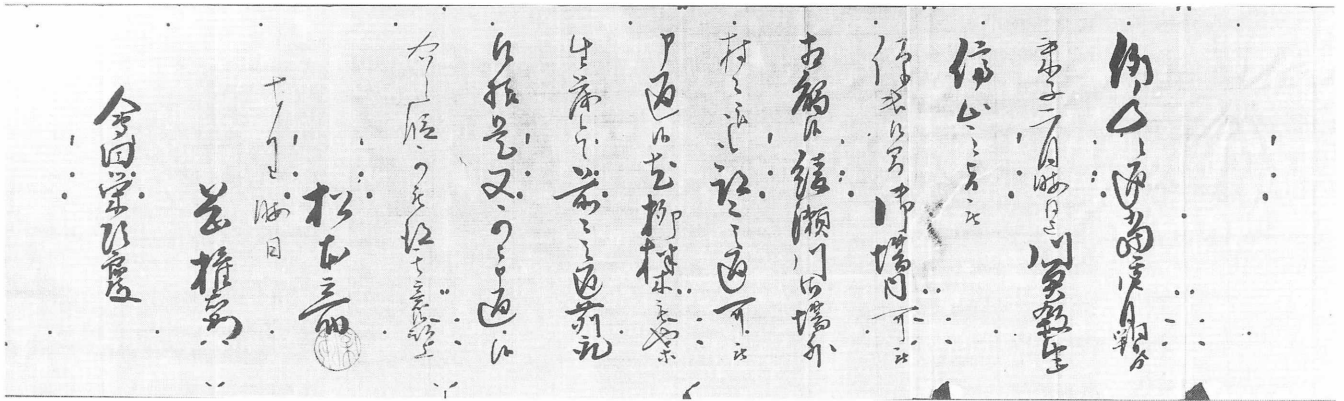
21 御鷹場村高書上帳(820)

紀伊殿御鷹場村々石高覚(810)にみる鳥見役人と預所一覧

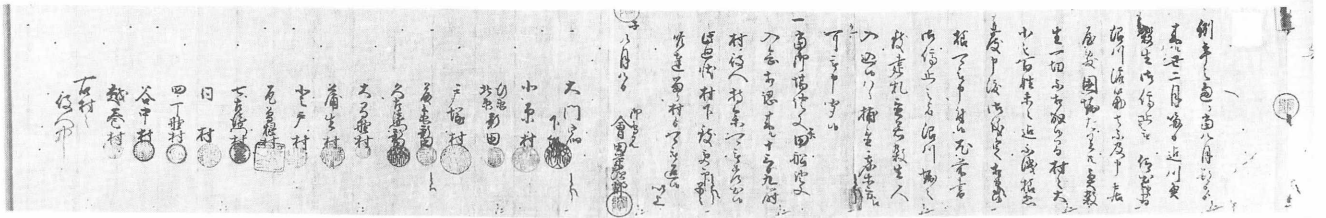
鳥見役氏名 (変更後の氏名)	預 所 村 名
星野権兵衛 (神田仙左衛門)	浦和町、大戸村、山久保村、与野町、上峯村、神田村、白旗村、領家村、塚本村、在家村、圓阿弥村、上落合村、下落合村、岸村、本太村、原山村、道祖上村、五間村、宿村、鳴根村、八王子村、中里村、針ヶ谷村、大谷場村、小谷場村、駒場村、三室村、鈴谷村
松本万右衛門 (松本傳次郎)	本郷村、原村、清河寺村、上野本郷、阿彌陀寺村、峯岸村、法岸寺村、原村、辻村、大木戸村、大西村、五味貝戸、別所村、戸崎村、内野本郷、中釘村、下室來村、北貝戸村、下郷村、赤羽根村、吉村、増永村、木下村、奈良瀬戸、加茂野宮、上昌村、今羽村、上郷新田
北澤甚之丞	大宮町、主手宿、上天沼村、串引村、下賀村、上下内野村、上内野村、下内野村、内野村、遊間村、上尾村、二ツ宮村、飯田村、三条町村、水判上村、上小村田村、中小小村田村、下小村田村、古谷本郷村、佐賀川村、中野林村、本村、側海斗村、並木村、西谷村、下天沼村、大成村、上賀村
林八郎右衛門 (林志津右衛門、林兵録)	上尾町、上上尾村、下上尾村、春日谷津、柏座村、弁才村、今泉村、小敷谷村、志丁目村、平方村、上野村、領家村、上室來村、貝塚村、地頭方村、堤崎村、中新井村、新井村、大谷本郷、別所村、鍛冶村、宮野下村、向山村、下平家村、川村、原市村、谷田村
八木橋七兵衛 (八木橋伝兵衛)	深作村、小深作村、丸ヶ崎村、下瓦葺村、上瓦葺村、本瓦葺村、鳴村、堀崎村、砂村、大和田村、中丸村、中野村、中川村、御倉村、白岡村、新井村、笹丸村、大谷村、山村、本染谷村、膝子村、蓮沼村、中里村、宮下村、宮ヶ谷塔村、新堤村、門前村、風渡野村
会田孫四郎 (会田平左衛門)	下野田村、玄番村、高畑村、中野田村、代山村、寺山村、染谷新田、片柳村、上野田村、辻村、大崎村、間宮村、北原村、戸塚村、久左衛門新田、藤兵衛新田、大間野村、蒲生村、登戸村、瓦常根村、四丁野村、谷中村、七左衛門村、越巻村、大門町
蓮見万之助 (蓮見伸三郎)	大間木村、大牧村、下木崎村、領家村、上木崎村、瀬ヶ崎村、広ヶ谷戸、大田窪村、圓正寺村、井沼方村、中尾村、柳崎村、付崎村、在家村、道合村、木草呂村、内野村、源左衛門新田、指間村、立野村、長蔵新田、藤八新田、神戸村、向山村、北袋村、大谷口村
小澤三郎兵衛 (高橋政八、平岡段七)	根岸村、新道合村、浦寺村、西新井宿、東新井宿、鳩ヶ谷町、赤井村、慈林村、大竹村、貝塚村、本郷村、峯村、小山村、原村、領家村、安行村、吉蔵新田、北谷村、善兵衛新田、清右衛門新田、新兵衛新田、長右衛門新田、石神村



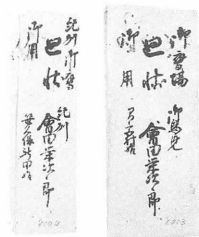
18 紀伊殿御鷹場村々石高覚(810)



36 書状(川魚殺生停止)(8006)



37・38・39 廻状(川魚殺生停止)と包紙(8001・8003・8004)

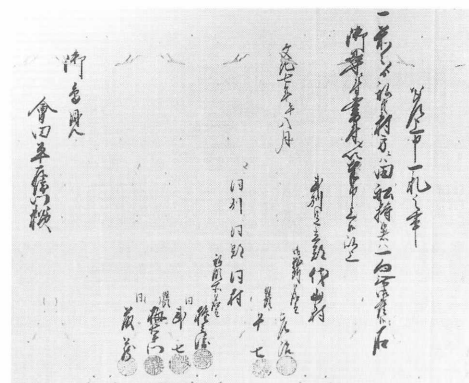


鷹場法度証文と田船証文

鷹場内の村ごとに鷹場の諸規制を書き列ね、村役人連印で鳥見役に提出したものを鷹場法度証文と呼び、紀州鷹場内では、隔年8月に作成・提出されました。

その内容は、鷹場内におけるさまざまな規制が書かれています。初期の法度証文は条数が少なく、享保19年(1734)の法度証文では10条、明和9年(1772)の法度証文では15条と徐々に条数が増え、規制が細かくなっていることが伺えます。

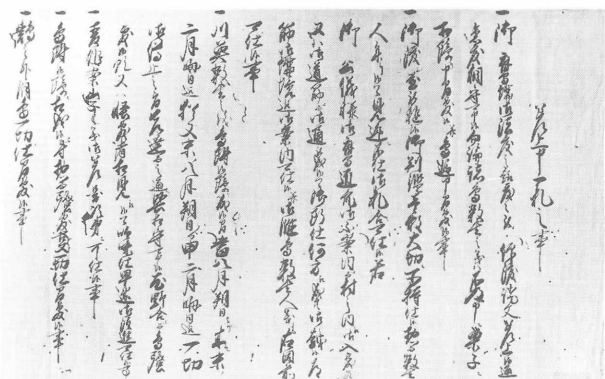
また、紀州鷹場では、鷹場法度証文と同時に田を刈り上げた後の田船の片付けや鷹場御用の際の船の提供などを記した田船証文も提出されました。



47 差上申一札之事(田船証文)(2599)



45 差上申一札之事(鷹場法度証文)(3843)

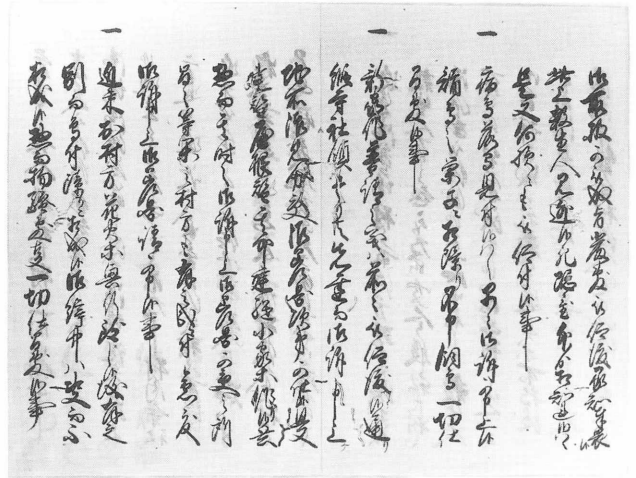


鷹場村の規制

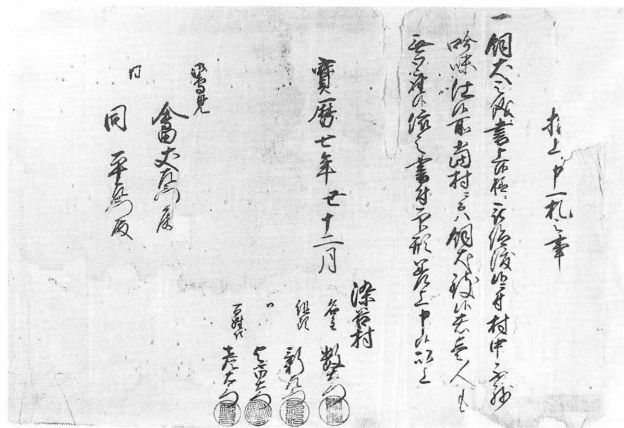
鷹場の村々にはさまざまな規制がありました。

鷹場内では8月1日から2月晦日まで、川魚殺生が禁止され、堀の整備など義務付けられました。また、鳥を驚かすことにつながる行為には願い出が必要で、花火興行、相撲興行、神楽興行、寺院での供養・法要などの人集めのほか、母家や物置・小屋などを新築、建て替、増築した場合には願い出が、家が倒壊・焼失した場合にも届け出が義務付けられていました。さらに、村内の飼い犬にも規制があり、飼い犬証文も提出されています。

このほか、代官や領主の変更、職業変更などにも届け出、願い出が必要でした。



49 御鷹場御取締書付(827)



58 指上ケ申一札之事(飼犬書上)(4811)



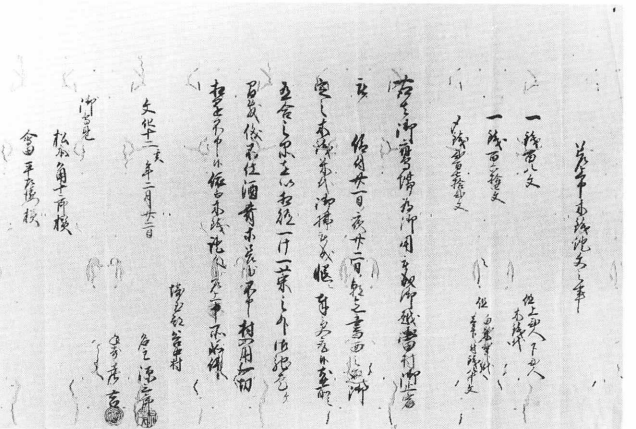
51 乍恐書付を以御届ケ奉申上候(家作)(3145)



63 乍恐以書付ヲ御慈悲奉願上候(花火興行)(4574)

木銭証文

紀州藩の役人が用務で鷹場を巡回した場合、賄いはそれぞれの村で行われ、役人はその代金を置いていくことになっていましたので、村ではそのことを鳥見役に報告しなければなりません。村では、その代金の内訳、賄いの内容などを書き、名主連印のうえ木銭証文として鳥見役に提出しました。特に、御馳走がましきこともしなかったことを書き添えており、当時の質素・儉約の姿勢を強調しているようです。



71 差上申木銭証文之事(3459)

### 3 鷺山と紀伊殿囿鷺

浦和市上野田は何万羽という鷺の繁殖地としてよく知られ、野田のサギ山の名で親しまれてきました。この地をはじめ、寺山、代山などは、鷺の繁殖地(鷺山、鷺藪)として江戸時代から知られており、また、日光御成道に近いこともあり、安永5年(1776)、将軍徳川家治の日光社参の際にはこの鷺山を見て楽しむなど、多くの見物人が鷺山に来たことが伺えます。

この地は、紀州鷹場内にあることから、紀伊殿囿鷺と呼ばれ、鷺の繁殖に影響があるとして竹木の伐採なども制限され、大切に保護されてきました。

野田のサギ山は、昭和13年(1938)に、その歴史的由緒が明らかなこともあり、「野田のサギおよびその繁殖地」として国特別天然記念物に指定され、大切に保護されてきましたが、昭和46年(1971)以降は繁殖する鷺の姿は見えなくなり、指定も解除となりました。



野田の鷺山(厚沢八郎氏撮影)

#### 新染谷村の鷺山

紀州鷹場内で、最初に鷺が営巣したのは、新染谷村でした。享保年間(1716~36)から鷺の営巣が始まったとされますが、やがて、鷺の糞などで竹木が枯れはじめ、このままでは鷺山が減ぶとして惣村連印で保護を訴えましたが、その甲斐も無く、文化年間(1804~17)には鷺は寺山村に移り、新染谷村の鷺山は減びました。

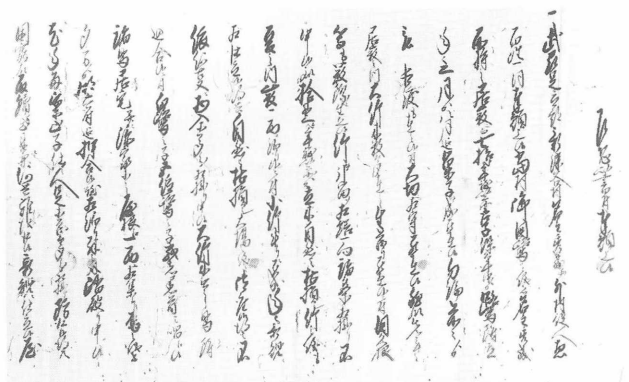
会田家には、天明年間(1781~89)に紀伊徳川家からもらい受けたと考えられる「御杭」が残されており、浦和市の文化財に指定されています。



76 鷺山之記(1063)



81 乍恐以書付奉願上候(囿鷺維持の嘆願)(4984)



74 [日光御成道鷺藪絵図](1951)

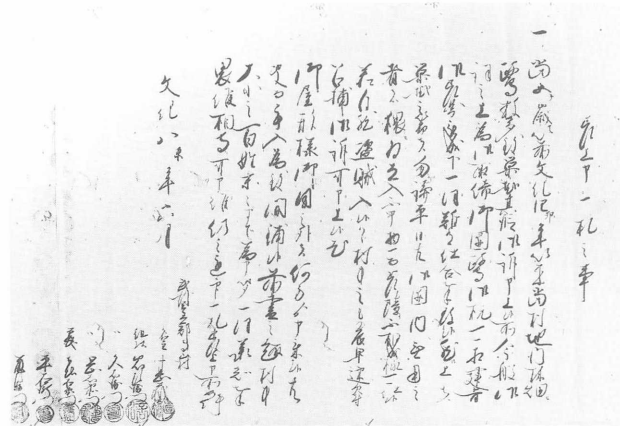


鷺山の移動と鷺山の管理

文化年間(1804~17)、新染谷村の鷺山が衰退するにしたがい、鷺は寺山村へと移ってきました。寺山村では、「御囲鷺」の定杭を建立したい旨を訴え出たところ、文化8年(1811)に定杭の建立が認められ、紀伊殿囲鷺は新染谷村から寺山村へと移りました。

その後、鷺山の範囲は代山村にも広がり、天保14年(1843)には代山村と寺山村に定杭が1本ずつ渡されましたが、[日光御成道鷺藪絵図]にはその定杭が描かれています。

鷺山では、鷺の巣子の盗取りや鷺が巣から落ちる事件もあり、村から鳥見役である会田家に報告されています。

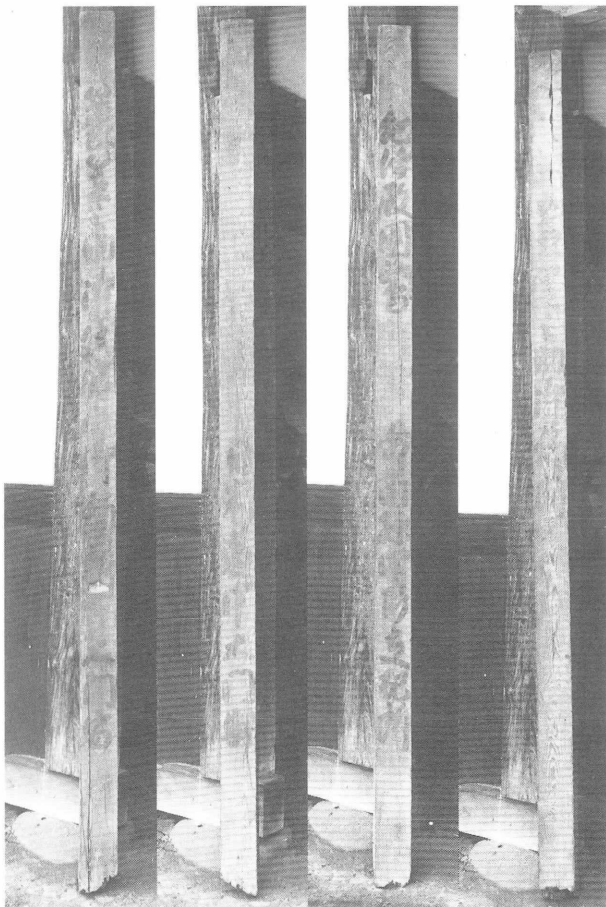


85 差上申一札之事(囲鷺定杭建立)(4992)



89 御定杭建方御請証文(1141)

(右側面) (左側面) (正面) (裏面)



参考 紀伊徳川家囲鷺定杭(会田真言氏所蔵 浦和市指定文化財)



93 差上申一札之事(囲鷺巣子盗取始末吟味)(4986)



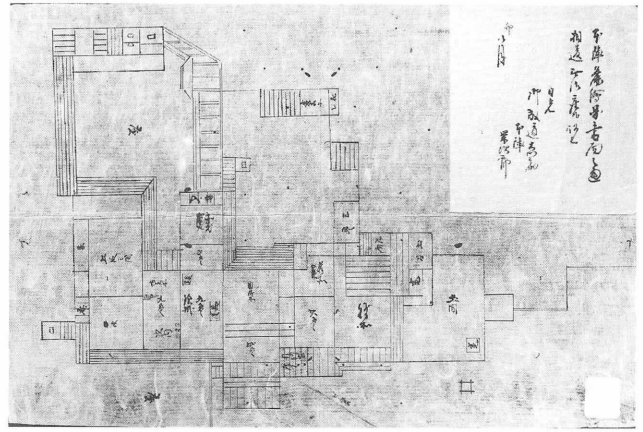
96 差上申一札之事(落鷺届)(4988)

## 4 日光御成道と大門宿

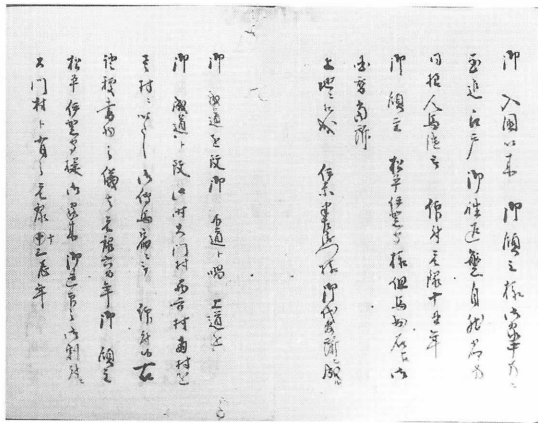
日光御成道は、中世の鎌倉街道中道を前身にしていると考えられ、日本橋を起点とし、本郷追分で日光道中と分れ、幸手宿手前で再び合流して日光に至る街道です。

大門宿は、江戸から6里19町(25.6km)の位置にあり、鳩ヶ谷宿と岩槻宿の間にあります。大門宿は、中程にある石橋を堺に岩槻よりを上組、鳩ヶ谷よりを下組と称して、それぞれに名主・年寄・百姓代が置かれ、村入用帳・宿入用帳なども別々に作成していました。

本陣は、宿の中央の東側にあり、会田家が代々勤めていました。



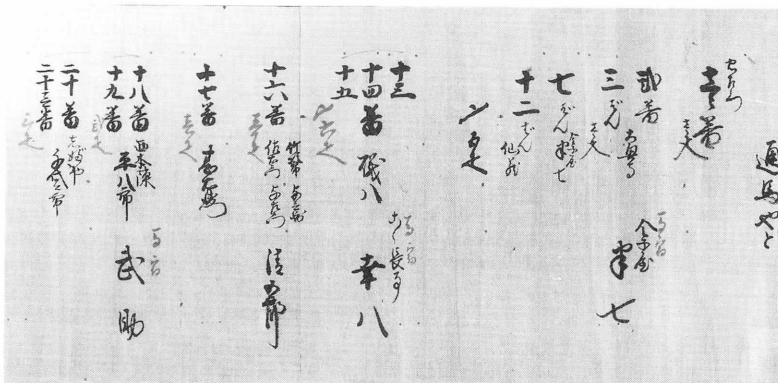
103 大門宿本陣倉絵図(1926)



106 本陣由緒書(1093)



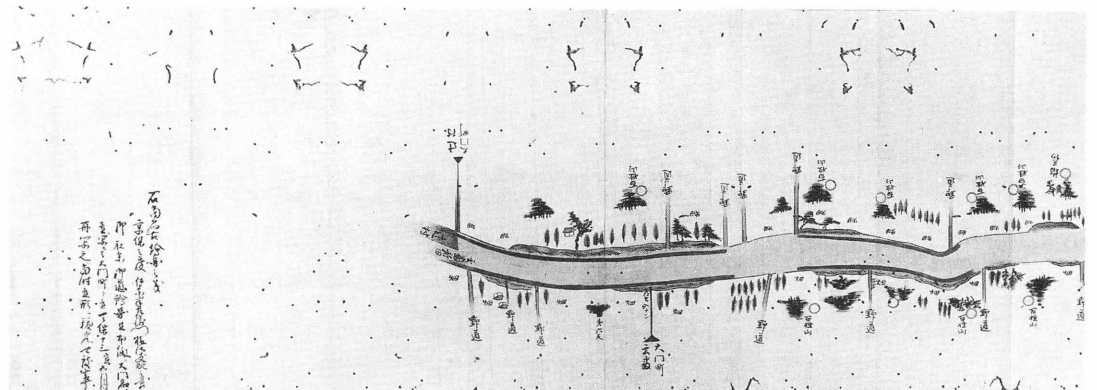
111 去亥宿入用書上帳(461)



117 通馬やど(7669)

### 問屋

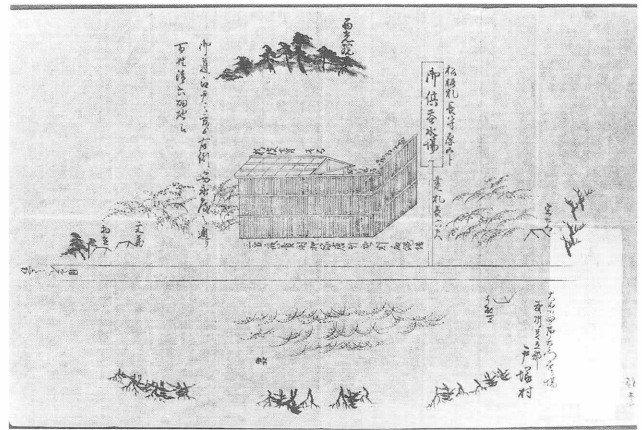
会田家は、本陣を勤めるとともに、宝暦9年(1760)以前と文化元年(1804)から天保4年(1833)までの間、問屋・名主を兼ねていました。問屋場は、月の前半を上組が、月の後半を下組が勤め、通行量の少ない時は自宅で人馬継を行い、大通行の時には宿役人一同が問屋場に詰めました。



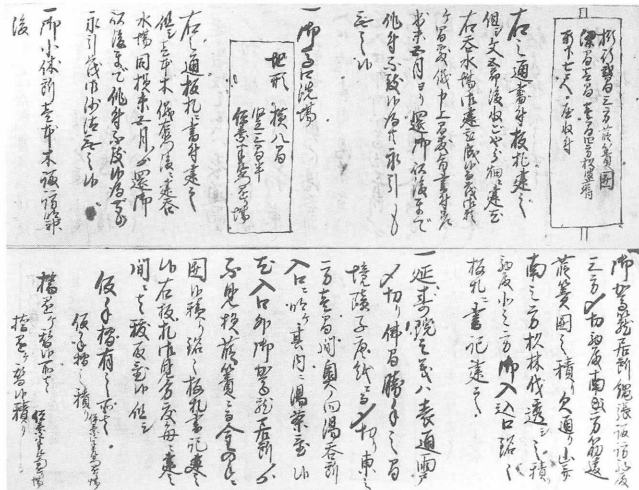
將軍の日光御社参

江戸幕府の將軍は、徳川家康の廟所である日光東照宮に参詣することがありました。これを日光社参と呼びます。日光社参には日光御成道が使用され、大門宿にも大名や旗本が宿泊しました。

会田家には、安永5年(1776)の將軍家治の社参と天保14年(1843)の將軍家慶の社参に関する文書が多くあります。安永5年の時には、行列の大押(しんがり)を勤めた松平隠岐守定静が本陣に、酒井雅楽頭忠以が脇本陣にそれぞれ宿泊しています。



128 御供吞水置場絵図(1928)



122 安永五年申四月日光御社参御用一件(1139)



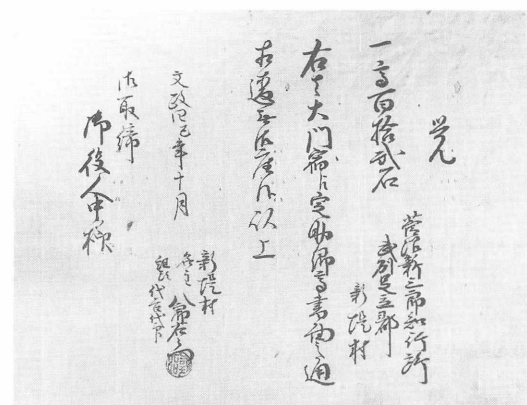
123 御社参御用留(1128)

133 松平隠岐守様日光御成道御宿割写(1489)

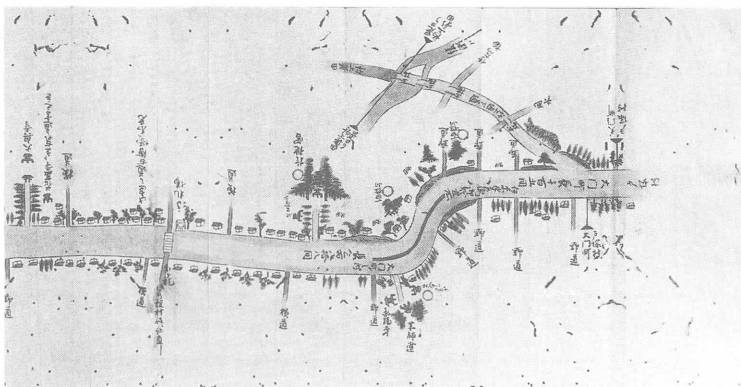
助郷

助郷は、街道の交通量の増大に伴い、人馬不足が恒常化したため、宿駅ごと指定した人馬を提供する村をいい、その種類によって定助郷、大助郷、代助郷、加助郷、増助郷、当分助郷などと呼ばれていました。

大門宿では、將軍の社参の際に当分助郷として一時的に助郷が指定されましたが、やがて恒常的な定助郷が指定されるようになりました。



142 覚(定助郷高)(3660)

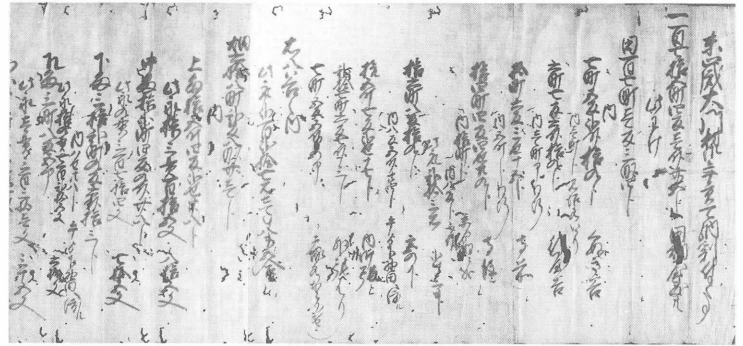


97 [日光御成道絵図] (7848)

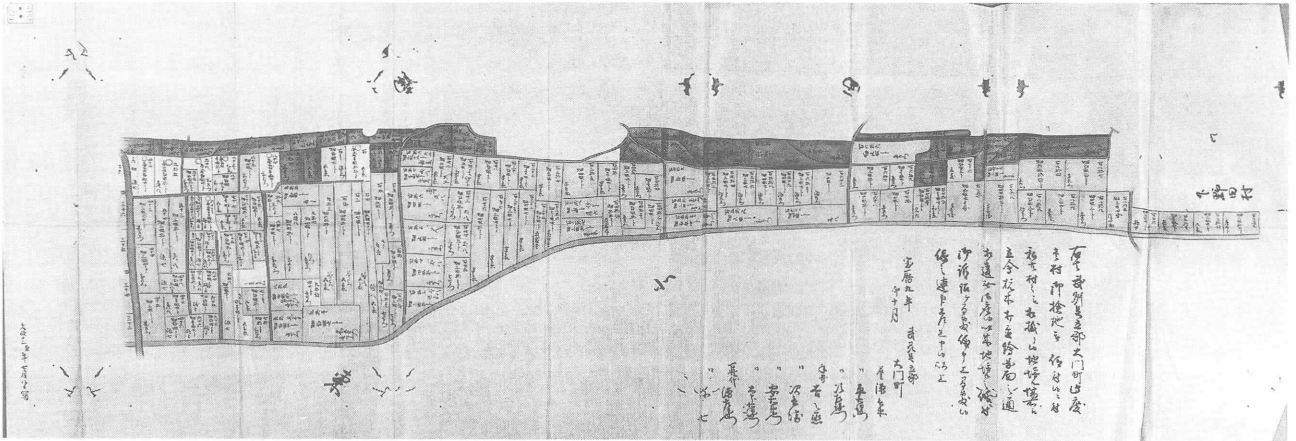
## 5 村方の生活

大門宿は、慶長(1596~1615)の頃は大門郷と称し、正保(1644~1648)の頃には大門村、元禄(1688~1704)の頃には大門町、その後は大門宿と変化してきます。

その名主を勤めた会田家には、寛永年間(1624~43)の年貢割付や村絵図などさまざまな村方の資料が残されています。特に、天保4年(1833)の日記にはその年の気候や出来事などが克明に記されており、当時の状況を知ることが出来ます。



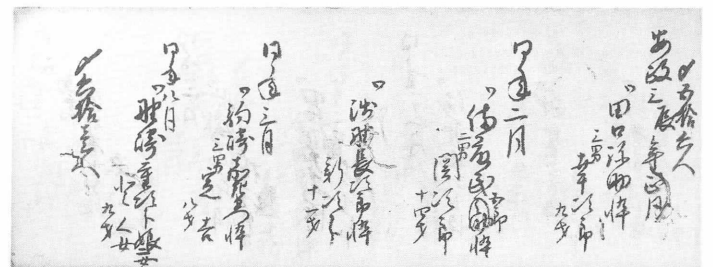
148 未歳大門村御年貢可納割付事(3554)



149 村絵図写(7810)

### 寺子屋

庶民の教育の場所としては寺子屋があり、「読み、書き、そろばん」といった初歩的な教育をしていました。会田家でも江戸後期から寺子屋を経営しており、手習いの本や集った子供の名前やその親を書き記した「手習子供名前附」などが残されています。



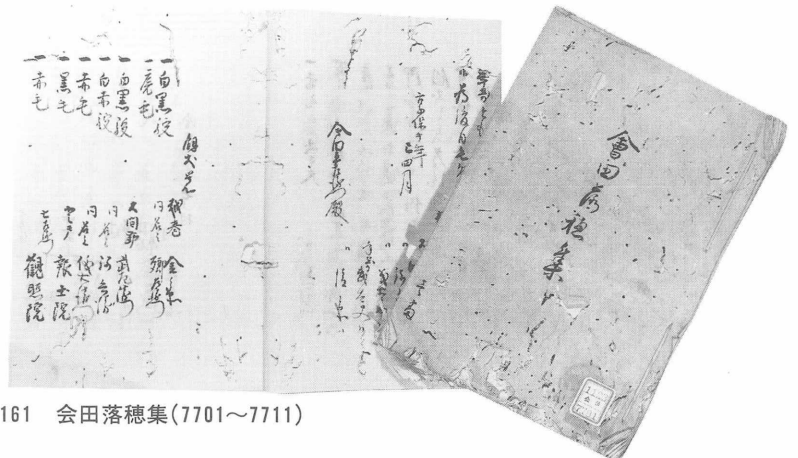
156 手習子供名前附(7726)

### 会花落穂集

会田家文書のなかで、最も重要な資料のひとつで、会田家が携わった公的な職に関わる記事や私的な事項について慶長年間から寛政4年(1792)までの約200年間を編年体で記録されています。

全11冊の各表紙には「会花落穂集〇番」と書かれ、最後の11冊目には「拾壺番止」と書かれていることから11冊で完結していることが分ります。

なお、文政13年(1830)頃の成立と考えられています。



161 会花落穂集(7701~7711)

展示資料一覧（会期中、展示替を行いますので、掲載資料でも展示されていない場合があります。）

番 号	年 号(西曆)	文 書 名	文書番号(会田家)
1		会田家の歴史と文書	
1		会田年代記	1099
2		先祖書	1088
3		先祖書	1089
4		先祖書	1090
5	文政6年(1823)	由緒書	1083
6	文化14年(1817)	由緒書	1084
7		由緒書	1085
8		[拝領物書上]	1095
9		代々印鑑帳写	754
2		紀州鷹場と鳥見役	
10	享保2年(1717)	定(鷹場定書)	6122
11		紀州御鷹場村絵図	1924
12	文化4年(1807)	[紀州様御鷹場村々絵図]	1946
13	文政5年(1822)	[紀州様御鷹場村々絵図]	1953
14	文政8年(1825)	大沼御鳥留庵絵図	1956
15		御鷹場記録	809
16	安政3年(1856)	御鷹場御用留	807
17	享保10年(1725)	御鷹場惣村石高控帳	812
18		紀伊殿御鷹場村々石高覚	810
19	文化7年(1810)	回状(御鷹場村高調)	7955
20	文化7年(1810)	御鷹場支配村高帳	819
21	文化7年(1810)	御鷹場村高書上帳	820
22	文化7年(1810)	御鷹場改(村高書上)	821
23	文化7年(1810)	御鷹場石高取調書上帳	822
24	文化7年(1810)	村高調帳	823
25	文化7年(1810)	御鷹場村々高書上帳	824
26	文化7年(1810)	御鷹場支配村高帳	825
27	文化7年(1810)	御鷹場村高書上帳	826
28	享和2年(1802)	一札(村高書上)	829
29	文化7年(1810)	御朱印地・御除地・御年貢地村々高書上帳	830
30	文政13年(1830)	御鷹場村々御代官地頭姓名覚	817
31		巳	5848
32		丑	3591
33	嘉永4年(1851)	御扶持方請取調帳	267
34	嘉永4年(1851)	御扶持方請取調帳	268
35		公儀御鷹場觸	1468
36		書状(川魚殺生停止)	8006
37		廻状(川魚殺生停止)	8001
38		廻状(川魚殺生停止)	8003
39		廻状(川魚殺生停止)	8004
40		廻状(紀伊殿叙位)	8014
41		廻状(紀伊殿叙位)	8016
42	寛文13年(1673)	差上申一札之事(鷹場法度証文)	4616
43	享保19年(1734)	差上申一札之事(鷹場法度証文)	3927
44	明和9年(1772)	差上申一札之事(鷹場法度証文)	3846
45	文化7年(1810)	差上申一札之事(鷹場法度証文)	3843
46	文政7年(1824)	差上申一札之事(鷹場法度証文)	8018
47	文化7年(1810)	差上申一札之事(田船証文)	2599
48	文政7年(1824)	差上申田船証文之事	2588
49	文政10年(1827)	御鷹場御取締書付	827
50	文政10年(1827)	御鷹場御取締請印帳	828
51	文化8年(1811)	乍恐書付を以御届ケ奉申上候(家作)	3145
52	文政11年(1828)	乍恐以書付奉願上候(屋根替)	3111
53	嘉永4年(1851)	乍恐以書付奉願上候(大間野村光福寺表門再建)	3067
54	文化6年(1809)	乍恐書付を以奉願上候(建替家作)	3033
55	天保4年(1833)	乍恐以書付奉願上候(物置立替)	3032
56	文政5年(1834)	乍恐以書付奉願上候(新規建家)	3041
57	文政10年(1827)	乍恐以書付御訴奉申上候(新規建替屋根葺替普請)	3035
58	宝暦7年(1757)	指上ケ申一札之事(飼犬書上)	4811
59	宝暦7年(1757)	差上ケ申一札之事(飼犬書上)	5250
60	宝暦7年(1757)	差上ケ申一札之事(飼犬改)	5251
61	宝暦7年(1757)	差上ケ申一札之事(飼犬吟味)	4249
62	[宝暦4](1754)	乍恐以書付奉願上候(芝居興行)	4823
63	文政10年(1827)	乍恐以書付ヲ御慈悲奉願上候(花火興行)	4574
64	文政4年(1821)	乍恐以書付奉願上候(相撲興行)	3589
65	嘉永3年(1850)	乍恐以書付奉願上候(相撲興行)	4896
66	嘉永7年(1854)	乍恐以書付奉願上候(相撲興行)	2394
67	文政13年(1830)	乍恐書付を以奉願上候(観音講馬寄)	4526
68	文政9年(1826)	乍恐以書付御訴奉申上候(徳本行者念仏講供養願)	3603
69	寛政11年(1799)	差上申木錢証文之事	3470
70	文化元年(1804)	差上申木錢証文之事	3460
71	文化12年(1815)	差上申木錢証文之事	3459
72	文化12年(1815)	差上申木錢証文之事	3455

番 号	年 号(西曆)	文 書 名	文書番号(会田家)
<b>3 鷺山と紀州殿困鷺</b>			
73		[日光御成道鷺敷絵図]	1950
74		[日光御成道鷺敷絵図]	1951
75		日光御成道鷺山之記	1066
76		鷺山之記	1063
77		鷺山之記	7871
78	天保6年(1835)	鷺敷龜絵図	7806
79	天保13年(1842)	鷺敷龜絵図	1944
80		鷺敷龜絵図	7807
81	寛政11年(1799)	乍恐以書付奉願上候(困鷺維持の嘆願)	4984
82	天保8年(1837)	御目録頂戴書上帳	1166
83	天保12年(1841)	差上申御請書之事(鷺巢懸時節の規制)	4990
84	天保14年(1843)	奉差上御請書之事(困鷺巢山垣根補理代の請書)	4996
85	文化8年(1811)	差上申一札之事(困鷺定杭建立)	4992
86		[鷺山に定杭を打つ請願書]	1064
87	天保4年(1833)	[困鷺定杭の請願及び返答綴]	1065
88	天保14年(1843)	御定杭御請証	1142
89	天保14年(1843)	御定杭建方御請証文	1141
90	天保8年(1837)	御困鷺菓子差出手帳	1069
91	文化9年(1812)	乍恐以書付御訴奉申上候(鷺菓子盗)	4985
92	天保8年(1837)	乍恐以書付御訴奉申上候(困鷺盗賊立入始末)	4643
93	弘化4年(1847)	差上申一札之事(困鷺菓子盗取始末吟味)	4986
94	(弘化4)(1847)	[困鷺菓子盗取始末吟味]	4632
95	天保7年(1836)	差上申一札之事(黒とき掘埋)	3615
96	弘化4年(1847)	差上申一札之事(落鷺届)	4988
<b>4 日光御成道と大門宿</b>			
97		[日光御成道絵図]	7848
98	天保14年(1843)	[日光街道道中絵図]	7811
99	天明元年(1781)	武州足立郡大門宿龜絵図	1934
100	文政2年(1819)	日光御成道大門宿龜絵図	8191
101	文政2年(1819)	大門宿持場龜絵図	8100
102	天保13年(1842)	安永之度本陣龜絵図	7722
103	卯	大門宿本陣龜絵図	1926
104		[大門宿本陣絵図]	7720
105		[大門宿本陣絵図]	7724
106	嘉永4年(1851)	本陣由緒書	1093
107	文政5年(1834)	御尋ニ付書上帳	104
108		大門宿宿割帳	1337
109	文化11年(1814)	御普請所・自普請所箇所附帳	37
110	文政2年(1819)	去寅宿入用書上帳	462
111	文政11年(1828)	去亥宿入用書上帳	461
112	文政11年(1828)	宿入用・村入用取調帳	453
113	文化13年(1816)	継立人馬日ノ帳	1135
114	文政12年(1829)	往還人馬御継立日ノ帳	290
115	文政4年(1821)	御尋ニ付申上候書附	1233
116	文政3年(1820)	四ヶ村江御用状廻状持	1272
117		通馬やど	7669
118	天保14年(1843)	書付之事(問屋場建替金)	3636
119	文政10年(1828)	御取締御改革ニ付商売向改	722
120	享和元年(1716)	[大門宿市場再開願]	1369
121		[大門宿間取絵図]	1938
122	安永4年(1775)	安永五年申四月日光御社参御用一件	1139
123	安永4年(1775)	御社参御用留	1128
124	天保13年(1842)	御参詣御用留	1129
125	天保13年(1842)	御参詣御用留	1132
126		往環筋大門宿持場戸塚村御建場絵図面	1927
127		戸塚村安永度御建場絵図写	1963
128		御供吞水置場絵図	1928
129	申	御馬口洗場絵図	1932
130		御馬口洗場絵図	1931
131	未	覚(大原四郎右衛門様懸場杭札)	1967
132		松平隠岐守様御宿割帳	1332
133	安永4年(1795)	松平隠岐守様日光御成道御宿割写	1489
134	天保14年(1843)	松平隠岐守様御宿割帳	1503
135	天保14年(1843)	松平隠岐守様 安藤對馬守様 松平和泉守様御宿割帳	1502
136		大門宿助郷帳	1146
137	安永9年(1780)	大門宿助郷村高書上帳	1147
138	正徳5年(1715)	大門町当分助郷帳写	1254
139	享保13年(1728)	日光道中大門宿当分助郷帳写	30
140	文政7年(1824)	当分助郷差村高書上帳	1161
141	文政6年(1823)	大助郷村々調帳	896
142	文政4年(1821)	覚(定助郷高)	3660
143	文政7年(1824)	加助郷村高取調帳	1197
144		加助村々並高	6019
145	文政4年(1821)	覚(宿助郷人馬惣立辻)	1291
146		宿助郷人馬勤辻改帳(文政6年~天保3年)	263

番 号	年 号(西曆)	文 書 名	文書番号(会田家)
5	村方の生活		
147	寛永元年(1624)	[岩槻阿部備中守領分之節割付]	3632
148	寛永20年(1643)	未歳大門村御年貢可納割付事	3554
149	宝暦9年(1759)	村絵図写	7810
150	宝暦10年(1760)	武州足立郡大門町検地野帳書抜	535
151	文政5年(1822)	石高帳	504
152	文化10年(1813)	畑方勘定帳	501
153	天保5年(1834)	村方帳	505
154	延宝7年(1679)	[下野田村大門町芝間争論裁許絵図]	1941
155	天保4年(1833)	日記	1104
156	弘化3年(1846)	手習子供名前附	7726
157	天保7年(1836)	伊路波(手習い)	7733
158	天保8年(1837)	近郷村名(手習い)	7735
159	天保9年(1838)	村名 三(手習い)	7738
160	天保9年(1838)	証文(手習い)	7734
161		会田落穂集	7701~7711

### 協力機関・協力者(順不同・敬称略)

会田 真言、厚沢日出男、兼子 順、埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課、埼玉県立博物館、浦和市教育委員会、浦和市総務部行政資料室、シラサギ記念自然史博物館

### 主な参考文献

- 『浦和市史』第3巻 近世史料編I~IV 浦和市 1981.3~1985.3  
『浦和市史』通史編II 浦和市 1988.3  
『与野市史』通史編 上 与野市 1987.6  
『御鷹場』本間清利 埼玉新聞社 1981.2  
『鷹場史料の読み方・調べ方』村上 直・根崎光男 雄山閣 1985.8  
『近世史料所在調査報告6 会田家・相沢家文書目録』埼玉県立文書館 1971.3  
「[史料紹介] 日光御成道大門宿本陣由緒書」兼子 順『浦和市史研究』第1号 1985.8  
「[史料紹介] 日光御成道大門宿本陣修復借金に関する記録—会田家文書「本陣拝借諸書物留」外—」兼子 順『浦和市史研究』第2号 1987.3  
「近世後期における家と系図—紀伊徳川家鷹場鳥見役会田家にみる系図編纂—」兼子 順『浦和市史研究』第7号 1992.3  
「紀州家鷹場支配について—鷹場法度にみる支配の変遷について—」青柳真理子 埼玉県地方史研究発表会レジュメ 1993.3  
「鷹場法度にみる紀州家鷹場支配について—会田家文書を中心に—」青柳真理子『埼玉地方史』第31号 1993.12  
「紀州藩職種支配系統図」三木俊秋『和歌山の歴史』第2巻 1978.9  
「与野と紀伊家鷹場」秦野昌明『与野市史調査報告書』第4集 1979.7  
「紀伊家の鷹場支配と幕府の対応」根崎光男『与野市史調査報告書』第6集 1983.3

### 凡 例

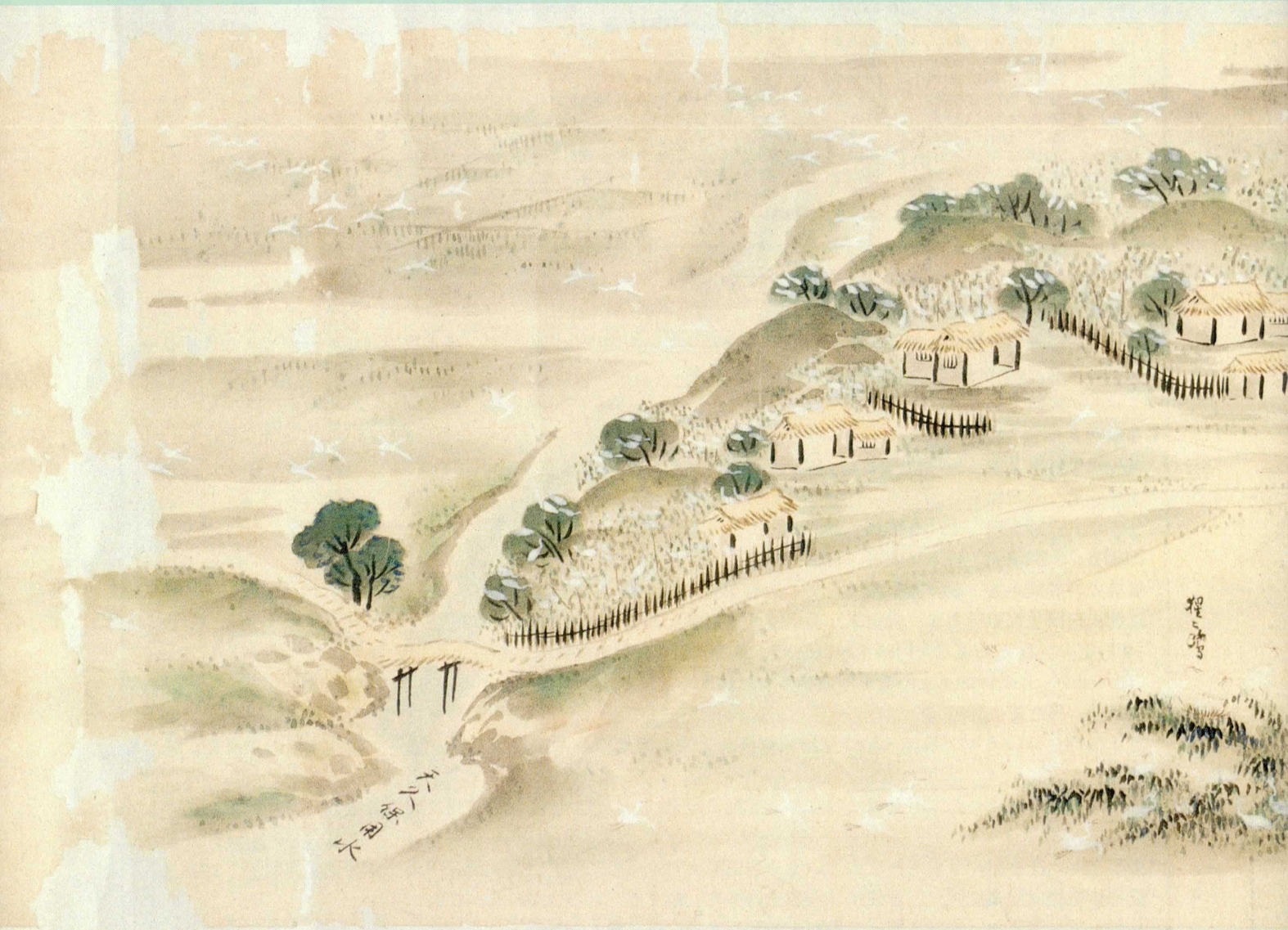
- 1 本書は、平成6年10月15日から12月18日まで当館で開催される平成6年度 第2回収蔵文書展「北足立地方の文書II—会田家文書—」の展示解説書です。
- 2 会期中展示替を行うため、解説書掲載の文書でも期間により展示されていない場合があります。
- 3 編集及び執筆は、当館古文書課学芸員の渡 政和が中心に行ないました。

表紙及び裏表紙：[日光御成道鷲薮絵図] (1950)

表紙下：鷲山之記(1063)

### 埼玉県立文書館利用案内

開館時間：9：00～17：00  
休 館 日：月曜日、国民の祝日・休日、毎月末日  
年末年始(12月27日～1月5日)  
特別整理期間(春秋10日間以内)  
交通案内：JR 京浜東北線・高崎線・宇都宮線  
＝浦和駅西口下車徒歩12分  
JR 埼京線＝中浦和駅下車徒歩15分  
国際興業バス  
＝県庁裏下車(浦和駅～大宮駅)徒歩0分



不西第六

程之清